第明
三治
種二
郵十
便五
物年
認三
可月
三
日

平成２２年（フ）第２７０号
鳥取県鳥取市気高町新町２丁目134番地、旧住所大阪府大阪市西区千代崎１丁目５番13―612号
債務者　泉　さゆり（旧姓久野）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７２号
鳥取県鳥取市吉方温泉４丁目766番地３
債務者　山下　彰人
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７４号
鳥取県鳥取市賀露町北１丁目13番37号　熊本方
債務者　勝原　真二
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７８号
鳥取県岩美郡岩美町大字浦富997番地　竹ヶ下第１団地
債務者　田中　陵子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２２号
鳥取県米子市大工町105番地　再開発住宅
債務者　細見久美子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１０２号
広島県三原市貝野町５番25号
債務者　植本　八郎
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１３４号
広島県尾道市長江１丁目19番17号
債務者　佐藤　英司
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
広島県三原市中之町１丁目５番20―201号
債務者　岡本千佐江
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１７２号
広島県世羅郡世羅町大字小世良39番地２
債務者　政吉　孝典
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第５９０号
愛媛県伊予市大平甲1996番地
債務者　谷本嘉千代
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１１７号
福岡県築上郡築上町大字高塚363番地１
債務者　井上　和博
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
佐賀県唐津市肥前町星賀乙969―61、住民票上の住所佐賀県唐津市千代田町2109番地14　アーサー唐津駅イーストステージ704号
債務者　渡辺三津子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第４７５号
宮崎市谷川２丁目５番27号
債務者　原　加奈子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４８０号
宮崎市清武町加納乙475番地
債務者　陣内　正司
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４８１号
宮崎市清武町加納乙475番地
債務者　陣内　理惠
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４９９号
宮崎市大塚台西１丁目39番地１　県営住宅206棟15号
債務者　税田　　勉
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５３４号
宮崎市吉村町大町前甲2239番地１、前住所宮崎市田代町54番地３
債務者　武田　達三
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５３８号
宮崎県宮崎市中村西２丁目８番18号　大淀アパート202号
債務者　窪田　康宏
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで　宮崎地方裁判所破産係